

外国人住民の住民基本台帳制度がスタートします!!

住民基本台帳法の一部を改正する法律により、外国人住民にも住民票が作成されることになりました。

これにより、外国人住民の方々の利便性の向上や市町村などの行政の合理化を図ることができるようになります。

この法律が施行されるのは、2012年（平成24年）7月9日（月）です。

同時に、外国人登録法は廃止になります。



1. 日本人と外国人とで構成される世帯の全員が記載された証明書（住民票の写しなど）が、発行可能になります。

2. 住所変更の届出により、同時に国民健康保険などの届出があったとみなされ、従来に比べて届出の簡素化が図られます。

3. 在留資格や在留期間の変更について、従来、地方入国管理局と市町村の両方に必要だった届出が地方入国管理局のみの届出で済みます。

○外国人登録証が「特別永住者証明書」又は「在留カード」に変わります

特別永住者の方…次回確認日までに、役場住民税務課で交付申請を行ってください。

永住者の方…改正後3年以内に入国管理局で、交付申請を行ってください。

特別永住者及び永住者以外の方…改正後の在留期間の更新時、または在留資格の変更時に入国管理局にて在留カードが交付されます。

※右記期間内は、外国人登録証を「特別永住者証明書」または「在留カード」とみなすことになります。

※改正後の住民基本台帳法対象者の方には、平成24年5月頃に役場住民税務課から外国人原票を元に作成した仮住民票を送付しますので、記載内容を確認してください。

○ワンポイント用語集○

【外国人登録法】

在留外国人の居住や身分などを公正に管理することを目的として、我が国に在留する外国人に対して、居住している市町村に身分事項や居住地などを届け出る外国人登録を行うことを定めた法律です。

【住民基本台帳】

氏名、生年月日、性別、住所などが記載された住民票を世帯ごとに編成したもので、住民の方々に対するさまざまな行政サービスを提供するための事務処理の基礎となります。「住民基本台帳法」はその制度を定めた法律です。

【外国人住民】

改正後の「住民基本台帳法」では、適法に3ヶ月を超えて在留し、住所を有する外国人を主な対象としています。具体的には、在留カード交付対象者や特別永住者などです。

【在留カード】

改正後の入管法に基づき、法務大臣が、我が国で中长期にわたり適法に在留する外国人に対し、上陸許可など、在留に係る許可に伴って交付するカードです。

詳しくは入国管理局のホームページなどをご覧ください。

特別永住者以外の人

http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/

特別永住者

http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_2/

外国人在留総合インフォメーションセンター

電話 0570-013904

(IP電話・PHS・海外からは

03-5796-7112)